

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月31日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型 米ドル建て
承継機能付クラス
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型 米ドル建て承継機
能付クラス
(Premium Funds
- Wealth Core Portfolio Conservative Type Class USD Inheritance
Unit
- Wealth Core Portfolio Growth Type Class USD Inheritance
Unit)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の金
額】

各受益証券の上限額は、以下の通りとする。

() 当初申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。

() 継続申込期間

プレミアム・ファンズ

- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
米ドル建て承継機能付クラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル(約1,074億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2018年
2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米
ドル=107.37円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2018年4月18日に提出した有価証券届出書（2018年5月16日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (八) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産		(2) 運用実績	更新
	(3) 運用実績	2 販売及び買戻しの実績		更新
(4) 販売及び買戻しの実績			更新	
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型（以下「コンサバティブ型」ということがある。）およびウェルス・コアポートフォリオ グロース型（以下「グロース型」ということがあり、コンサバティブ型とグロース型を個別にまたは総称して「サブ・ファンド」ということがある。）の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2018年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	712,543,397.59	99.49
小計		712,543,397.59	99.49
現金その他の資産（負債控除後）		3,664,931.10	0.51
合計 (純資産価額)		716,208,328.69 (約77,852百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.70円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、各サブ・ファンドの各受益証券またはクラス受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2018年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	390,825,219.17	99.20
小計		390,825,219.17	99.20
現金その他の資産（負債控除後）		3,132,600.70	0.80
合計 (純資産価額)		393,957,819.87 (約42,823百万円)	100.00

投資資産

(A) 投資有価証券の主要銘柄

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2018年 5 月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	6,377,939.470	107.47	685,448,544.52	111.72	712,543,397.59	99.49

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2018年 5 月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	3,214,023.180	113.92	366,131,937.12	121.60	390,825,219.17	99.20

(B) 投資不動産物件 (2018年 5 月末日現在)

該当事項なし。

(C) その他投資資産の主要なもの (2018年 5 月末日現在)

該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

各サブ・ファンドの2018年5月24日（運用開始日）から2018年5月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2018年5月末日	716,208,328.69	77,851,845	9.97	1,084

（注）1口当たり純資産価格については米ドル建て承継機能付受益証券の価格を記載している。以下「(2) 運用実績 純資産の推移」において同じ。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
2018年5月末日	393,957,819.87	42,823,215	9.90	1,076

< 参考情報 >

純資産の推移

コンサバティブ型—米ドル建て承継機能付受益証券
(2018年5月24日(運用開始日)～2018年5月末日)



グロース型—米ドル建て承継機能付受益証券
(2018年5月24日(運用開始日)～2018年5月末日)



（注）上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

各サブ・ファンドの2018年5月24日（運用開始日）から2018年5月末日までの期間における収益率は、以下のとおりである。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

期間	収益率 ^(注)
2018年5月24日 ～2018年5月末日	-0.30%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年5月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当初募集価格（10米ドル）

以下同じ。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

期間	収益率 ^(注)
2018年5月24日 ～2018年5月末日	-1.00%

< 参考情報 >

収益率の推移

コンサバティブ型—米ドル建て承継機能付受益証券



グロース型—米ドル建て承継機能付受益証券



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

ただし、2018年については2018年5月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配額の額）（ただし、2018年については、当初募集価格である10米ドル）

(注2) 2018年については2018年5月24日（運用開始日）から同年5月末日までの収益率を表示している。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

各サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2018年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年5月24日	16,501.000	0.000	16,501.000
~2018年5月末日	(16,501.000)	(0.000)	(16,501.000)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 販売口数は、当初募集期間に販売された口数を含む。以下同じ。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建て承継機能付クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2018年5月24日	2,501.000	0.000	2,501.000
~2018年5月末日	(2,501.000)	(0.000)	(2,501.000)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

- | | | |
|----------------------|---|-----|
| 1) 米ドル建てクラス受益証券 | = | 米ドル |
| 2) 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券 | = | 日本円 |
| 3) 米ドル建て承継機能付クラス受益証券 | = | 米ドル |

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 108.70円

(1) 資産及び負債の状況

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

純資産計算書

2018年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価685,448,544.52米ドル (74,508,257千円))	1.2	712,543,397.59	77,453,467
銀行預金		6,215,828.10	675,661
設立費用(純額)	1.3	40,016.08	4,350
資産合計		718,799,241.77	78,133,478
負債			
先渡為替予約に係る未実現評価損	1.6,9	1,667,713.27	181,280
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	709,548.53	77,128
未払代行協会員報酬	7	54,588.88	5,934
未払印刷および公告費用		40,694.72	4,424
未払管理事務代行会社報酬	5	36,494.79	3,967
未払保管会社報酬	6	24,305.96	2,642
未払弁護士費用		19,686.48	2,140
未払管理会社報酬	3	18,196.44	1,978
未払専門家費用		13,623.84	1,481
未払受託会社報酬	2	5,135.77	558
その他の未払報酬		924.40	100
負債合計		2,590,913.08	281,632
純資産		716,208,328.69	77,851,845
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		629,150,121.70	68,388,618
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		9,450,985,954円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		164,574.35	17,889
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		58,660,500.503口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		9,282,261.033口	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		16,501.000口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		10.73	1,166円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,018円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		9.97	1,084円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

統計情報

発行済受益証券口数、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)	米ドル建て承継機能
	クラス受益証券	クラス受益証券	付クラス受益証券
2016年11月30日	26,016,449.261 □	4,042,943.612 □	-
2017年11月30日	54,473,681.699 □	8,912,742.596 □	-
発行受益証券	17,077,650.802 □	3,368,099.661 □	16,501.000 □
買戻受益証券	(12,890,831.998) □	(2,998,581.224) □	-
2018年5月31日	58,660,500.503 □	9,282,261.033 □	16,501.000 □
純資産、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)	米ドル建て承継機能
	クラス受益証券	クラス受益証券	付クラス受益証券
2016年11月30日	263,565,347.91米ドル (28,649,553千円)	4,020,921,052円	-
2017年11月30日	589,703,280.75米ドル (64,100,747千円)	9,283,254,234円	-
2018年5月31日	629,150,121.70米ドル (68,388,618千円)	9,450,985,954円	164,574.35米ドル (17,889千円)
受益証券1口当たり純資産価格、期末	米ドル建て	円建て(ヘッジあり)	米ドル建て承継機能
	クラス受益証券	クラス受益証券	付クラス受益証券
2016年11月30日	10.13米ドル (1,101円)	995円	-
2017年11月30日	10.83米ドル (1,177円)	1,042円	-
2018年5月31日	10.73米ドル (1,166円)	1,018円	9.97米ドル (1,083円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

財務書類に対する注記

2018年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドによってサブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。円建て（ヘッジあり）クラス受益証券（2016年5月11日に設定）の設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される。米ドル建て承継機能付クラス受益証券（2018年5月24日に設定）の設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、米ドル建て承継機能付クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社でもあり、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2018年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	92,490,026.91	日本円	9,846,627,000.00	2018年6月20日	(1,849,298.55)
米ドル	2,838,133.32	日本円	310,000,000.00	2018年6月20日	15,408.95
日本円	375,127,000.00	米ドル	3,556,357.94	2018年6月20日	103,178.84
日本円	279,000,000.00	米ドル	2,631,276.66	2018年6月20日	62,997.49
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現純評価損合計					(1,667,713.27)

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2018年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	108.7650

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社に関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社に関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされている。

注14．決算日後の状況

ルクセンブルグの金融監督委員会の承認を条件として、投資先ファンドは「ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ」へ名称変更される予定で、投資先ファンドの投資方針は2018年12月に若干修正される予定である。投資先ファンドの投資目的には変更がないと見込まれている。

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

投資有価証券明細表

2018年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
6,377,939.47	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi-Asset Conservative Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	685,448,544.52	712,543,397.59	99.49
投資信託合計			685,448,544.52	712,543,397.59	99.49
投資有価証券合計			685,448,544.52	712,543,397.59	99.49

投資有価証券の分類

2018年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.49
		99.49
投資有価証券合計		99.49

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

純資産計算書

2018年5月31日現在

(表示通貨:米ドル)

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 (取得原価366,131,937.12米ドル (39,798,542千円))	1.2	390,825,219.17	42,482,701
銀行預金		4,665,604.21	507,151
設立費用(純額)	1.3	39,932.06	4,341
資産合計		395,530,755.44	42,994,193
負債			
先渡為替予約に係る未実現評価損	1.6,9	1,030,918.09	112,061
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	386,906.10	42,057
未払印刷および公告費用		40,600.62	4,413
未払代行協会員報酬	7	29,766.41	3,236
未払弁護士費用		21,945.32	2,385
未払管理事務代行会社報酬	5	19,905.24	2,164
未払専門家費用		13,623.84	1,481
未払保管会社報酬	6	13,257.12	1,441
未払管理会社報酬	3	9,922.16	1,079
未払受託会社報酬	2	5,135.77	558
その他の未払報酬		954.90	104
負債合計		1,572,935.57	170,978
純資産		393,957,819.87	42,823,215
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		343,108,776.71	37,295,924
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		5,527,902,828円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		24,763.03	2,692
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		28,958,441.468口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		4,815,386.372口	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		2,501.000口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		11.85	1,288円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,148円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		9.90	1,076円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

統計情報

発行済受益証券口数、期末	米ドル建て	円建て（ヘッジあり）	米ドル建て承継機能付
	クラス受益証券	クラス受益証券	クラス受益証券
2016年11月30日	7,137,008.448 □	678,496.421 □	-
2017年11月30日	23,508,244.620 □	5,141,009.204 □	-
発行受益証券	12,572,047.541 □	2,096,964.262 □	2,501.000□
買戻受益証券	(7,121,850.693)□	(2,422,587.094)□	-
2018年5月31日	28,958,441.468 □	4,815,386.372 □	2,501.000□

純資産、期末	米ドル建て	円建て（ヘッジあり）	米ドル建て承継機能付
	クラス受益証券	クラス受益証券	クラス受益証券
2016年11月30日	72,866,473.71米ドル (7,920,586千円)	693,492,536円	-
2017年11月30日	277,223,790.81米ドル (30,134,226千円)	5,951,332,535円	-
2018年5月31日	343,108,776.71米ドル (37,295,924千円)	5,527,902,828円	24,763.03米ドル (2,692千円)

受益証券1口当たり純資産価格、期末	米ドル建て	円建て（ヘッジあり）	米ドル建て承継機能付
	クラス受益証券	クラス受益証券	クラス受益証券
2016年11月30日	10.21米ドル (1,110円)	1,022円	-
2017年11月30日	11.79米ドル (1,282円)	1,158円	-
2018年5月31日	11.85米ドル (1,288円)	1,148円	9.90米ドル (1,076円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

財務書類に対する注記

2018年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当期に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

サブ・ファンドの設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドによってサブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。円建て（ヘッジあり）クラス受益証券（2016年5月11日に設定）の設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、米ドル建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される。米ドル建て承継機能付クラス受益証券（2018年5月24日に設定）の設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、米ドル建て承継機能付クラス受益証券によって5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社でもあり、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．先渡為替予約

2018年5月31日現在、以下の先渡為替予約は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 / (損) 米ドル
米ドル	53,729,409.22	日本円	5,720,113,500.00	2018年6月20日	(1,074,296.55)
米ドル	1,610,851.51	日本円	171,500,000.00	2018年6月20日	(32,150.07)
日本円	178,613,500.00	米ドル	1,689,018.70	2018年6月20日	44,822.22
日本円	176,500,000.00	米ドル	1,655,431.21	2018年6月20日	30,706.31
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする先渡為替予約に係る未実現純評価損合計					(1,030,918.09)

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2018年5月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	108.7650

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社に関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社に関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者と見なされている。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者と見なされている。

注14．決算日後の状況

ルクセンブルグの金融監督委員会の承認を条件として、投資先ファンドは「ゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ」へ名称変更される予定で、投資先ファンドの投資方針は2018年12月に若干修正される予定である。投資先ファンドの投資目的には変更がないと見込まれている。

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類においてこの他に開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
 投資有価証券明細表
 2018年5月31日現在

(表示通貨：米ドル)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
			米ドル	米ドル	%
投資信託					
	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi-Asset Growth Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	366,131,937.12	390,825,219.17	99.20
投資信託合計			366,131,937.12	390,825,219.17	99.20
投資有価証券合計			366,131,937.12	390,825,219.17	99.20

投資有価証券の分類
 2018年5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.20
		99.20
投資有価証券合計		99.20

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

（２）投資有価証券明細表等

各サブ・ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載した各サブ・ファンドの投資有価証券明細表を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2018年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,020万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,535円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=126.73円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(随時改正される。)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(随時改正される。)第125-2条に規定された投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)(以下「AIFMD」という。)ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)に基づき、サブ・ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(AIFM)として業務を提供する。管理会社は、サブ・ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を各サブ・ファンドの投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不

作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2018年5月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

（2018年5月末日現在）

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	3,804,951,959米ドル
		ユーロ建て：	7,872,188ユーロ
		日本円建て：	1,204,266,788,559円
		豪ドル建て：	1,765,772,461豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て：	551,424,330ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て：	61,156,634カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、8本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

(3) その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2018年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 126.73円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表

2018年3月31日現在

(単位：ユーロ)

注	2018年3月31日		2017年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、用具および備品	3	7,133	904	16,437	2,083
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	4	8,148,808	1,032,698	6,162,820	781,014
その他の売掛金					
1年以内に期限の到来するもの	8	173,576	21,997	173,978	22,048
- 預金および手許現金		9,424,307	1,194,342	7,388,923	936,398
前払金		60,731	7,696	43,676	5,535
資産合計		17,814,554	2,257,638	13,785,834	1,747,079
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	690,199	5,446,220	690,199
- 準備金					
法定準備金	6	127,699	16,183	72,539	9,193
その他の積立金	7	2,291,131	290,355	1,243,094	157,537
		2,418,830	306,538	1,315,633	166,730
- 当期損益		1,741,473	220,697	1,103,197	139,808
		9,606,522	1,217,435	7,865,050	996,738
引当金					
- 納税引当金	8	822,153	104,191	332,293	42,111
- その他の引当金	9	102,456	12,984	112,920	14,310
		924,609	117,176	445,213	56,422
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に期限の到来するもの		90,154	11,425	64,800	8,212
- その他の債務					
1年以内に期限の到来するもの	10	7,193,269	911,603	5,410,771	685,707
		7,283,423	923,028	5,475,571	693,919
負債合計		17,814,554	2,257,638	13,785,834	1,747,079

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書
2018年3月31日に終了した年度
(単位：ユーロ)

注	2018年3月31日		2017年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
費用					
その他の外部費用	11.2	25,500,232	3,231,644	18,121,983	2,296,599
人件費					
給与および賃金		722,355	91,544	669,646	84,864
給与および賃金に係る社会保障費		79,819	10,115	77,703	9,847
補足年金費用		20,262	2,568	15,011	1,902
その他の社会保障費		51,402	6,514	52,418	6,643
		<u>873,838</u>	<u>110,741</u>	<u>814,778</u>	<u>103,257</u>
その他の営業費用	12.1	215,246	27,278	178,228	22,587
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		2,983	378	-	-
		<u>26,592,299</u>	<u>3,370,042</u>	<u>19,114,989</u>	<u>2,422,443</u>
法人所得税	8	610,590	77,380	420,243	53,257
前勘定科目に表示されていない その他の税金		-	-	32,781	4,154
		<u>1,741,473</u>	<u>220,697</u>	<u>1,103,197</u>	<u>139,808</u>
当期利益		<u>28,944,362</u>	<u>3,668,119</u>	<u>20,671,210</u>	<u>2,619,662</u>
費用合計		<u>28,944,362</u>	<u>3,668,119</u>	<u>20,671,210</u>	<u>2,619,662</u>
収益					
純売上高	11.1	28,868,642	3,658,523	20,581,805	2,608,332
その他の営業収益	12.2	75,720	9,596	81,030	10,269
その他の利息およびその他の財務収益		-	-	8,375	1,061
その他の利息および類似財務収益		-	-	-	-
		<u>28,944,362</u>	<u>3,668,119</u>	<u>20,671,210</u>	<u>2,619,662</u>
当期損失		-	-	-	-
収益合計		<u>28,944,362</u>	<u>3,668,119</u>	<u>20,671,210</u>	<u>2,619,662</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
オフ・バランスシート
2018年3月31日現在
（単位：ユーロ）

	注	2018年3月31日		2017年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	14	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2018年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」ということがある。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行爲し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2018年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト（ルクセンブルグ）、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（「QMS」）、日興オフショア・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドおよびクオンティック・トラストの10の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価				評価額調整	
	期初現在 価値総額	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
内訳：						
- 家具、付帯設備	7,264	-	-	7,264	(6,020)	1,244
- オフィス設備	26,619	-	-	26,619	(20,730)	5,889
	33,883	-	-	33,883	(26,750)	7,133

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4．債権

2018年3月31日および2017年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンドのシリーズ・トラスト（ABLファンド・シリーズ）の償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が2012年3月31日、2013年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に対して行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロであった。2018年3月31日に終了した年度中、当社が2013年12月以降、直接保有する当該2ファンドの投資先ファンドは評価額0で償還された。この結果、該当引当金を完全に償却する取崩調整が行われ、2018年3月31日現在の当社の財政状態に影響を及ぼすことはなかった。

注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2017年3月31日現在残高	5,446,220	72,539	1,143,694	99,400	1,243,094	1,103,197
損益の繰入額	-	55,160	851,037	197,000	1,048,037	(1,103,197)
当期損益	-	-	-	-	-	1,741,473
2018年3月31日現在残高	5,446,220	127,699	1,994,731	296,400	2,291,131	1,741,473

2017年6月30日に開催された年次株主総会は、2017年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税（NWT）負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金（「特別納税引当金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2014年まで（同年を含む。）査定を行っている。

注9．その他の引当金

	2018年3月31日	2017年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	98,751	86,073
未払付加価値税（VAT）に対する引当金	251	251
ファンド設立に関連する管理費に対する引当金	-	5,000
優先債権者に対する引当金（社会保障）	-	17,580
優先債権者に対する引当金（給与に係る税金）	3,454	4,016
	<u>102,456</u>	<u>112,920</u>

注10．その他の債務

2018年3月31日および2017年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2018年3月31日	2017年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	4,915,922	4,218,411
未払販売報酬	2,277,347	1,192,360
	<u>7,193,269</u>	<u>5,410,771</u>

注11．純売上高およびその他の営業費用

11.1 純売上高

	2018年3月31日	2017年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	28,861,804	20,581,805
弁護士報酬	6,838	-
	<u>28,868,642</u>	<u>20,581,805</u>

2018年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド（このシリーズ・トラストおよびトラストは2018年1月31日付で償還した。）、ニコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト（ルクセンブルグ） - エル・プラス・タンジェント、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー・トラッカー・ファンド、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステート・ストラテジー・トラッカー・ファンド、日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンド（四半期分配型）（このシリーズ・トラストおよびトラストは2018年2月28日付で償還した。）および日興 拡大欧州株式

ファンド（このトラストは2017年10月24日付で償還した。）から、当該四半期中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て（ヘッジあり）、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロス・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、当該月中のこれらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド（円建て） / （円ヘッジあり）から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領した。報酬は、毎月支払われた。このシリーズ・トラストは2017年9月14日付で償還した。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領した。報酬は、毎月支払われた。このシリーズ・トラストは2017年12月21日付で償還した。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703から、毎月後払いされる、（ ）シリーズ・トラストの当初発行価格に（ ）関連評価日現在の発行済受益証券口数を乗じた金額について年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

11.2 その他の外部費用

	2018年3月31日	2017年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	25,174,016	17,824,593
その他の費用	326,216	297,390
	<u>25,500,232</u>	<u>18,121,983</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社(以下「IM」および「販売会社」という。)に支払われる。当社が日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストのIMおよび販売会社に支払った合計金額は、2018年3月31日に終了した年度において25,174,016ユーロおよび2017年3月31日に終了した年度において17,824,593ユーロであった。日興グローバル・ファンズについて、日本債券ファンドのみ、日本相互証券株式会社のウェブサイト上で公表されている新発日本国債10年利回り(以下「JGB利回り」という。)の主要な利回りによって決まる2つの異なる報酬水準が適用される。(かかるシリーズ・トラストの英文目論見書において定義されるとおり)利回り参照日現在のJGB利回りが0%未満である場合、当社は、シリーズ・トラストの資産から、(0.35%ではなく)純資産価額の0.175%の年次管理報酬を受領する権利を有する。そのうち、(0.32%ではなく)0.16%がIMおよび販売会社に支払われる。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注12. その他の営業費用およびその他の営業収益

12.1 その他の営業費用

	2018年3月31日	2017年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	215,246	178,228
	<u>215,246</u>	<u>178,228</u>

12.2 その他の営業収益

	2018年3月31日	2017年3月31日
	ユーロ	ユーロ

過年度からのその他の引当金に対する調整	27,093	31,142
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への 業務提供に対する引当金	11,700	18,037
凍結ファンドに関する評価調整の償却	35,679	-
Q M S への余剰資金注入回収に伴う収益	-	28,922
その他	1,248	2,929
	<u>75,720</u>	<u>81,030</u>

注13. 従業員および取締役

13.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2018年3月31日	2017年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>4</u>

13.2 就業者

2018年3月31日および2017年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2018年3月31日	2017年3月31日
上級管理職	2	2
中間管理職	3	3
従業員	3	2
	<u>8</u>	<u>7</u>

注14．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかる投資有価証券は、ゼロで評価されている。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は2つの投資先ファンドの受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該投資先ファンドから受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、シリーズ・トラストの償還時のかつての受益者に対して払い戻される。2018年3月31日に終了した年度中、2つの投資先ファンドは評価額0で償還された。この結果、該当引当金を完全に償却する取崩調整が行われ、2018年3月31日現在の当社の財政状態に影響を及ぼすことはなかった。

注15．後発事象

本財務書類において開示される後発事象はなかった。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2018
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2018 EUR	March 31, 2017 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	7 133	16 437
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	8 148 808	6 162 820
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	173 576	173 978
- Cash at bank and in hand		9 424 307	7 388 923
Prepayments		<u>60 731</u>	<u>43 676</u>
Total assets		<u>17 814 554</u>	<u>13 785 834</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	127 699	72 539
other reserves	7	<u>2 291 131</u>	<u>1 243 094</u>
		2 418 830	1 315 633
- Profit or loss for the financial year		<u>1 741 473</u>	<u>1 103 197</u>
		9 606 522	7 865 050
Provisions			
- Provisions for taxation	8	822 153	332 293
- Other provisions	9	<u>102 456</u>	<u>112 920</u>
		924 609	445 213
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		90 154	64 800
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	10	<u>7 193 269</u>	<u>5 410 771</u>
		<u>7 283 423</u>	<u>5 475 571</u>
Total liabilities		<u>17 814 554</u>	<u>13 785 834</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

Profit and loss account for the year ended March 31, 2018

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2018 EUR	March 31, 2017 EUR
CHARGES			
Other external charges	11.2	25 500 232	18 121 983
Staff costs			
- Salaries and wages		722 355	669 646
- Social security on salaries and wages		79 819	77 703
- Supplementary pension costs		20 262	15 011
- Other social costs		<u>51 402</u>	<u>52 418</u>
		873 838	814 778
Other operating charges	12.1	215 246	178 228
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>2 983</u>	<u>-</u>
		26 592 299	19 114 989
Income tax	8	610 590	420 243
Other taxes not included in the previous caption		<u>-</u>	<u>32 781</u>
Profit for the financial year		<u>1 741 473</u>	<u>1 103 197</u>
Total charges		<u>28 944 362</u>	<u>20 671 210</u>
 INCOME			
Net turnover	11.1	28 868 642	20 581 805
Other operating income	12.2	75 720	81 030
Other interest and other financial income			
- Other interest and similar financial income		<u>-</u>	<u>8 375</u>
		<u>28 944 362</u>	<u>20 671 210</u>
Loss for the financial year		<u>-</u>	<u>-</u>
Total income		<u>28 944 362</u>	<u>20 671 210</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Off-balance sheet as at March 31, 2018**(expressed in euro)**

	Note(s)	March 31, 2018 EUR	March 31, 2017 EUR
Assets held for third parties	14	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2018, the Company manages 10 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II (“**QMS II**”), Nikko Offshore Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund, and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost			Value adjustments	
	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Fixed assets					
of which:					
-furniture, fixture and fittings	7 264	-	-	(6 020)	1 244
-office arrangements	<u>26 619</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(20 730)</u>	<u>5 889</u>
	<u>33 883</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>(26 750)</u>	<u>7 133</u>

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings	20%
Office arrangements	50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2018 and March 31, 2017 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables were made in the financial year ended March 31, 2012, March 31, 2013 and March 31, 2014 in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounted to EUR 35 679. During the financial year ended March 31, 2018, the underlying funds of these two funds, which were directly held by the Company since December 2013, were redeemed at zero value. As a result, the reversal adjustments were made to completely write off the relevant provisions, with no impact on the financial position of the Company on 31 March 2018.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2017	5 446 220	72 539	1 143 694	99 400	1 243 094	1 103 197
Allocation of the result	-	55 160	851 037	197 000	1 048 037	(1 103 197)
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 741 473
Balance at March 31, 2018	<u>5 446 220</u>	<u>127 699</u>	<u>1 994 731</u>	<u>296 400</u>	<u>2 291 131</u>	<u>1 741 473</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on June 30, 2017 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2017.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 7 - Capital and reserves (continued)

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2014 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 – Other provisions

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Provision for general expenses	98 751	86 073
Provision for VAT payable	251	251
Provision for administrative expenses related to creation of funds	-	5 000
Provision for preferential creditors (social security)	-	17 580
Provision for preferential creditors (taxes on salaries)	<u>3 454</u>	<u>4 016</u>
	<u>102 456</u>	<u>112 920</u>

Note 10 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2018 and March 31, 2017 are analysed as follows:

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Advisory fees payable	4 915 922	4 218 411
Distribution fees payable	<u>2 277 347</u>	<u>1 192 360</u>
	<u>7 193 269</u>	<u>5 410 771</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 11 - Net turnover and other external charges

11.1 - Net turnover

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Management fees	28 861 804	20 581 805
Legal Commission	<u>6 838</u>	<u>-</u>
	<u>28 868 642</u>	<u>20 581 805</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2018 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund (this series trust and the trust were terminated as of January 31, 2018), Nikko Skill Investments Trust (Lux) – L Plus Tangent, Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy Tracker Fund, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate Strategy Tracker Fund, Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund – Nikko Energy Infrastructure Fund (Quarterly Distribution) (this series trust and the trust were terminated as of February 28, 2018) and Nikko European Convergence Equity Fund (this trust was terminated as of October 24, 2017) an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds -Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds - Global Core Equity Fund, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund, Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company received from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee was paid monthly. This series trust was terminated as of September 14, 2017.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)**

The Company received from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee was paid monthly. This series trust was terminated as of December 21, 2017.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust - USD Target Maturity Bond Fund 201703, a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the series trust and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

11.2 - Other external charges

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	25 174 016	17 824 593
Other expenses	<u>326 216</u>	<u>297 390</u>
	<u>25 500 232</u>	<u>18 121 983</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)****11.2 - Other external charges (continued)**

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the investment manager and to the distributor of the series trusts of Nikko Global Funds (the “IM” and the “Distributor”). The total amount paid by the Company to the IM and Distributor of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 25 174 016 during the year ended March 31, 2018 and EUR 17 824 593 during the year ended March 31, 2017. For Nikko Global Funds – Japanese Bond Fund only, two different fee levels started to apply depending on the main yield rate of newly-issued ten-year Japanese government bonds (the “JGB Rate”), which is published on the website of Japan Bond Trading Co., Ltd. If the JGB Rate is below 0% as of the Rate Reference Date (as defined in the offering memorandum of this series trust), the Company is entitled to receive out of the assets of the series trust the annual management fee of 0.175% of the net asset value instead of 0.35%, out of which 0.16% instead of 0.32% are paid to the IM and to the Distributor.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 12 - Other operating charges and other operating income**12.1 - Other operating charges**

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>215 246</u>	<u>178 228</u>
	<u>215 246</u>	<u>178 228</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)

12.2 - Other operating income

	March 31, 2018	March 31, 2017
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	27 093	31 142
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	18 037
Write-off value adjustment on frozen funds	35 679	-
Reimbursement on cash buffer made in Relation to QMS II	-	28 922
Other	<u>1 248</u>	<u>2 929</u>
	<u>75 720</u>	<u>81 030</u>

Note 13 - Staff and directors

13.1 - Directors

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2018	March 31, 2017
Directors	4	4

13.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2018 and March 31, 2017 was as follows:

	March 31, 2018	March 31, 2017
Senior Management	2	2
Middle Management	3	3
Employees	<u>3</u>	<u>2</u>
	<u>8</u>	<u>7</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2018 (continued)****Note 14 – Off-balance sheet items**

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the “Series Trust”).

Following the termination, all investments of this Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment has been assessed at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company. Following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist in terms of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation. During the financial year ended March 31, 2018, the two underlying funds were redeemed at zero value. As a result, the reversal adjustments were made to completely write off the relevant provisions, with no impact to the financial position of the Company on March 31, 2018.

Note 15 – Subsequent events

There were no subsequent events to be disclosed in the annual accounts.

(2) その他の訂正

(注) 下線および傍線部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的、信託金の限度額

<訂正前>

(前略)

() コンサバティブ型

コンサバティブ型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法の下で変動資本を有する投資法人としての適格性を有する公開有限責任会社として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.（以下「投資先投資法人」という。）のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ（以下「コンサバティブ型投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。コンサバティブ型投資先ファンドの投資目的は、債券に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

() グロース型

グロース型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、投資先投資法人のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ（以下「グロース型投資先ファンド」といい、コンサバティブ型投資先ファンドとグロース型投資先ファンドを個別にまたは総称して「投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。グロース型投資先ファンドの投資目的は、株式に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

<訂正後>

(前略)

() コンサバティブ型

コンサバティブ型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法の下で変動資本を有する投資法人としての適格性を有する公開有限責任会社として設立されたゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V.（以下「投資先投資法人」という。）のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ^(注)（以下「コンサバティブ型投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。コンサバティブ型投資先ファンドの投資目的は、債券に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

() グロース型

グロース型は、その資産の実質的にすべて（通常の場合において、その資産の最低85%相当）を、投資先投資法人のポートフォリオであるゴールドマン・サックス・ウェルビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^(注)（以下「グロース型投資先ファンド」といい、コンサバティブ型投資先ファンドとグロース型投資先ファンドを個別にまたは総称して「投資先ファンド」という。）のクラス に投資することにより、その目的の達成を目指す。グロース型投資先

ファンドの投資目的は、株式に重点を置きながら、主として株式および債券に投資することである。

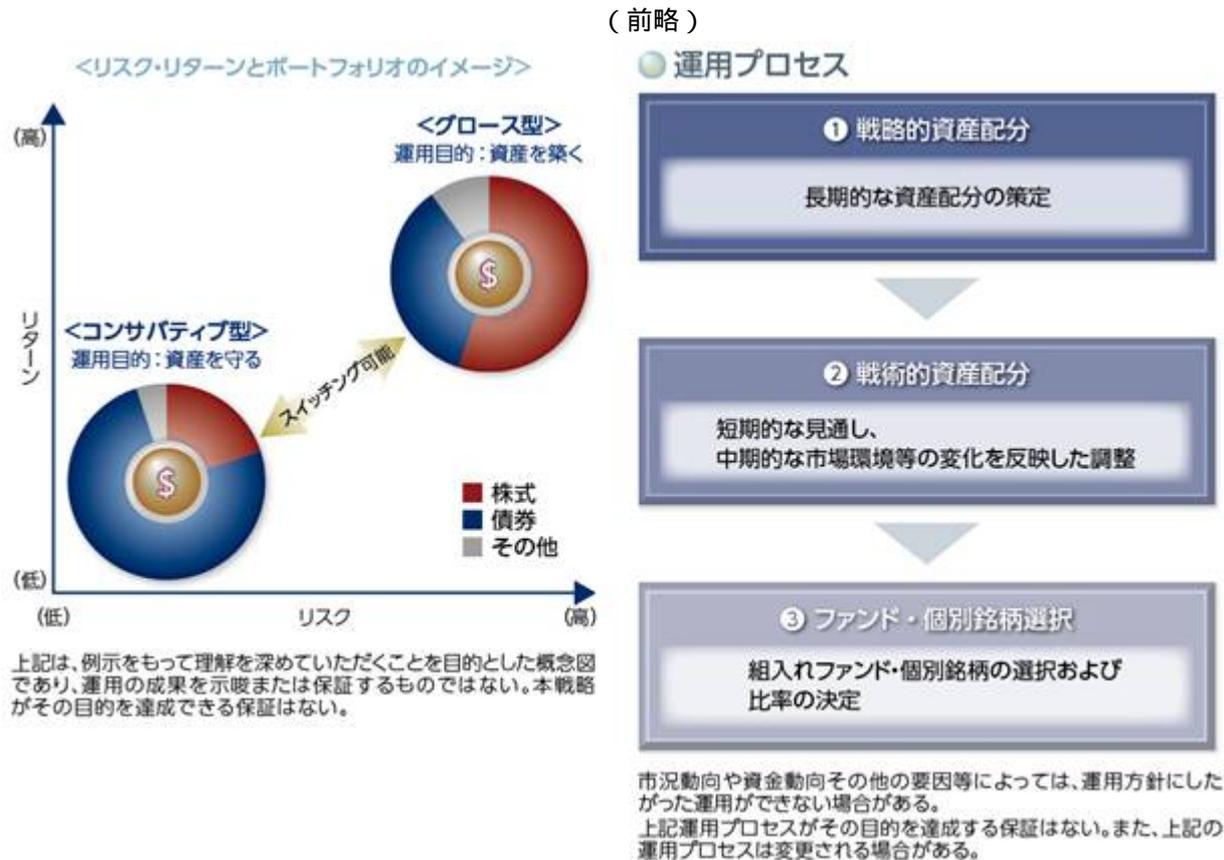
各サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

(注) ゴールドマン・サックス・ウェルズビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・ウェルズビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオは、それぞれゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオおよびゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに名称変更することが企図されている。ルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の承認を条件として、2018年12月頃に変更の効力が発生する予定である旨の報告を投資先ファンドから管理会社が受けている。以下同じ。

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>



ファンドの仕組み



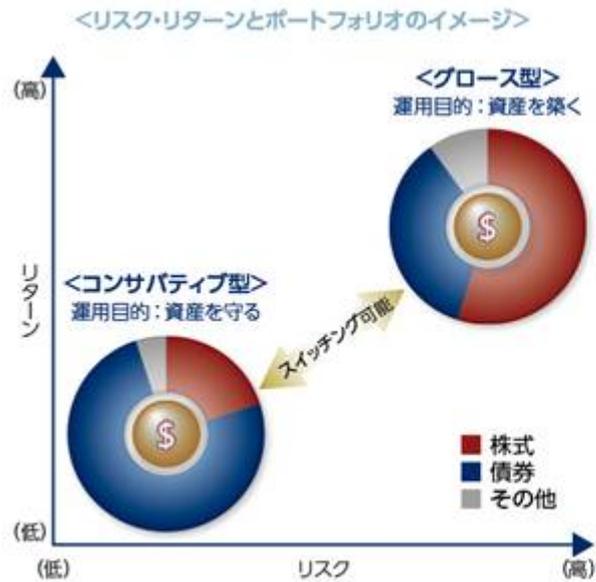
* 1 損益は全て投資家である受益者に帰属する。

* 2 コンサバティブ型 - 米ドル建て承継機能付、グロース型 - 米ドル建て承継機能付の間でスイッチングを行うことができる。
コンサバティブ型・グロース型間の米ドル建て承継機能付クラス間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。

投資目的および方針の変更

(後略)

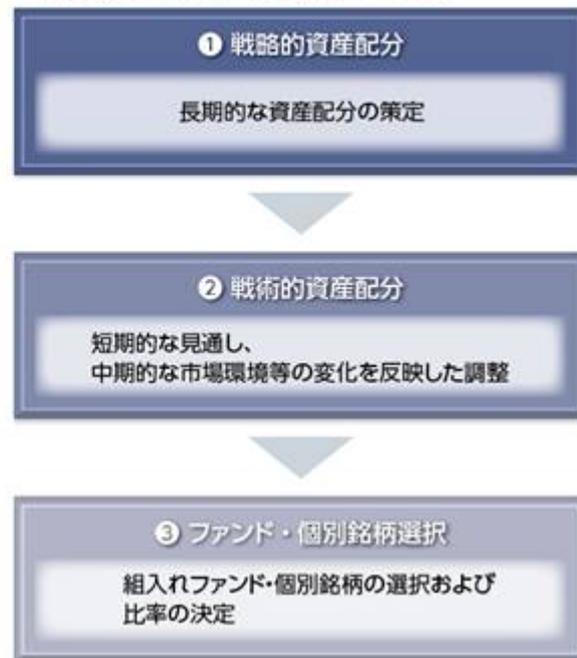
<訂正後>



上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果を示唆または保証するものではない。本戦略がその目的を達成できる保証はない。

(前略)

●投資先ファンドの運用プロセス



市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合がある。上記運用プロセスがその目的を達成する保証はない。また、上記の運用プロセスは変更される場合がある。

ファンドの仕組み



* 1 損益は全て投資家である受益者に帰属する。

* 2 コンサバティブ型 - 米ドル建て承継機能付、グロース型 - 米ドル建て承継機能付の間でスイッチングを行うことができる。コンサバティブ型・グロース型間の米ドル建て承継機能付クラス間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。

* 3 なお、スイッチングについては、後記「第2 管理及び運営 3 スイッチング手続等」を参照されたい。

投資目的および方針の変更

(後略)

（3）運用体制

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドの実質的な運用は、投資先ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社のグローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ（GPS）によって行われる。グローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ（GPS）は、マルチ・アセット・ソリューションを提供する運用チームで、ファイナンス理論、数学、物理学、工学、法学、コンピュータ・サイエンス、年金数理など各分野の専門家を配している。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行っている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの実質的な運用は、投資先ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社のグローバル・ポートフォリオ・ソリューションズ（GPS）によって行われる。GPSは、マルチ・アセット・ソリューションを提供する運用チームで、ファイナンス理論、数学、物理学、工学、法学、コンピュータ・サイエンス、年金数理など各分野の専門家を配している。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行っている。

（後略）

3 投資リスク

（1）リスク要因

<訂正前>

（前略）

サブ・ファンドに固有のリスク

（中略）

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドは投資先ファンドへ投資するが、投資先ファンドのポートフォリオは分散または流動性が欠けるおそれがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。投資を検討する者は、サブ・ファンドに投資を行う前に投資先ファンドの目論見書を精査することが推奨される。

投資先ファンドが米ドル建て以外の資産にも投資するため、サブ・ファンドは、米ドルとその他の通貨との為替変動による影響を受ける。当該通貨エクスポージャーについてはヘッジが行われないため、ボラティリティーが高くなり、投資者のリターンに重大な影響を及ぼすおそれがある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドに固有のリスク

（中略）

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドは投資先ファンドへ投資するが、投資先ファンドのポートフォリオは分散または流動性が欠けるおそれがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。投資を検討する者は、サブ・ファンドに投資を行う前に投資先ファンドの目論見書を精査することが推奨される。

投資先ファンドが米ドル建て以外の資産にも投資する場合があるため、サブ・ファンドは、米ドルとその他の通貨との為替変動による影響を受ける。当該通貨エクスポージャーについてはヘッジが行われないため、ボラティリティーが高くなり、投資者のリターンに重大な影響を及ぼすおそれがある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) その他の手数料等

設立費用

<訂正前>

各サブ・ファンドは以下の設立費用を負担する。

- ・各サブ・ファンドの設立、米ドル建て受益証券の設定および当初募集に関する費用：各サブ・ファンドにつき約5万ドル
- ・各サブ・ファンドの円建て(ヘッジあり)受益証券の設定およびその受益証券の当初募集に関する費用：各サブ・ファンドにつき約300万円
- ・各サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の設定およびその受益証券の当初募集に関する費用：各サブ・ファンドにつき約32,500ドル

各サブ・ファンドの設立、米ドル建て受益証券の設定および当初募集に関する費用は、5年を超えない期間で償却される。各サブ・ファンドの円建て(ヘッジあり)受益証券の設定および当初募集に関する費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、各サブ・ファンドの最初の5年以内に償却される。各サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の設定および当初募集に関する費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、各サブ・ファンドの最初の5年以内に償却される。

(後略)

<訂正後>

各サブ・ファンドは以下の設立費用を負担する。

- ・各サブ・ファンドの設立および米ドル建て受益証券の当初募集に関する費用：各サブ・ファンドにつき約5万ドル
- ・各サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の設定およびその受益証券の当初募集に関する費用：各サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券につき約32,500ドル

各サブ・ファンドの設立、米ドル建て受益証券の設定および当初募集に関する費用は、各サブ・ファンドの設立から5年を超えない期間で償却される。各サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の設定および当初募集に関する費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、各サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券により各サブ・ファンドの米ドル建て承継機能付受益証券の設定から5年以内に償却される。

(後略)

(6) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

2018年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2018年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売

適格投資家

<訂正前>

ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免除会社または通常
非居住会社を除く。）が受益証券を保有することはできない。更に、

() 管理会社は、欧州連合またはその一部の地域内でファンドの受益証券の販売活動を行わない。

() 日本における受益証券の公募は、金融商品取引法に基づき有価証券届出書を関東財務局長に提出し、投信法に基づき届出書を金融庁長官に提出した後にのみ行うことができる。これらの提出がない場合、日本の法令に基づき利用可能な免除（日本の流通市場における募集および販売に関する免除を含む。）に従う場合を除き、受益証券を日本において募集することはできない。

() 英文目論見書は、米国の当局または規制機関による承認を受けていない。したがって、英文目論見書またはその他の文書を用いて米国内で受益証券を募集または販売することはできない。受益証券は、米国、その領土、州もしくは属領の市民もしくは居住者に対し、または米国もしくはその州の法律に基づき組織されもしくは存続している法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の事業体に対して、発行、譲渡および登録されないものとする。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

<訂正後>

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

4 資産管理等の概要

(3) 信託期間

<訂正前>

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。米ドル建て承継機能付受益証券は2018年5月24日に運用を開始する予定である。

<訂正後>

後記「(5) その他 ファンドまたはサブ・ファンドの解散」に記載する信託証書に定める一定の状況下で早期に終了しない限り、2008年9月11日から149年後に終了する予定である。米ドル建て承継機能付受益証券は2018年5月24日に運用を開始した。

別紙 A

定義

< 訂正前 >

(前略)

適格投資家

現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

(中略)

アメリカ合衆国ドル
または米ドル

米国の法定通貨をいう。

評価日

毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

< 訂正後 >

(前略)

適格投資家

(a) () 米国人、() ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または() () もしくは() 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

(中略)

アメリカ合衆国ドル
または米ドル

米国の法定通貨をいう。

米国人

受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。() 米国に居住する自然人、() 米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、() 執行者または財産管理人が米国人である財団、() 受託者が米国人である信託、() 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、() 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、() 米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および() パートナーシップまたは法人のうち(A)外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B)米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a)の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)

評価日

毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

別紙 B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -
 ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ
 オ
 （コンサバティブ型投資先ファンド）
 ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ
 （グロース型投資先ファンド）

（中略）

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の市場環境下において、各投資先ファンドは、資産（現金および現金同等物を除く。）の3分の2以上を株式と株式関連譲渡可能証券、債券、投資可能ファンドおよび金融デリバティブ商品に投資する。 ・株式と株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式引受権証券等、および預託証書（ADR、EDR、GDR）が含まれる。 ・債券には、固定金利債・変動金利債、優先社債・劣後社債、モーゲージ証券、アセットバック証券、CDO、CLO、マネーマーケット商品、国債・エージェンシー債、転換社債、優先株式、レポが含まれる。 ・各投資先ファンドは、スワップ（株式スワップ、金利スワップ、CDS、ならびにトータル・リターン・スワップを含む。）、先物・オプション（株式や株式市場、金利、クレジットならびに通貨に関するもの）、為替予約、レポを含みますがこれらに限られないデリバティブ取引を行うことがある。 ・投資先ファンドの投資方針または投資可能ファンドの投資方針の一環として、また投資可能ファンドの一部として株式や債券やその他の市場への投資媒体として投資可能ファンドを保有することがある。 ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。 ・投資先ファンドの投資が成功するか、または、その投資目的が達成される保証はない。
------	---

（中略）

投資先ファンドに伴う主な投資リスク

（中略）

債券の金利変動リスク・信用リスク

（後略）

<訂正後>

ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. -

ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオ^{*}

（コンサバティブ型投資先ファンド）

ゴールドマン・サックス・ウェルスビルダー・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオ^{*}

（グロース型投資先ファンド）

*管理会社は、投資運用会社から、投資先ファンドの監督当局であるルクセンブルグの金融監督委員会（「CSSF」）による各投資先ファンドの更新目論見書の承認を条件として、2018年12月頃に、コンサバティブ型投資先ファンドの名称をゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・コンサバティブ・ポートフォリオに、グロース型投資先ファンドの名称をゴールドマン・サックス・グローバル・マルチ・アセット・グロース・ポートフォリオに変更する予定である旨の報告を受けている。

（中略）

運用方針

- ・通常の市場環境下において、各投資先ファンドは、資産（現金および現金同等物を除く。）の3分の2以上を株式と株式関連譲渡可能証券、債券、投資可能ファンドおよび金融デリバティブ商品に投資する。
- ・株式と株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式引受権証券等、および預託証書（ADR、EDR、GDR）が含まれる。
- ・債券には、固定金利債・変動金利債、優先社債・劣後社債、モーゲージ証券、アセットバック証券、CDO、CLO、マネーマーケット商品、国債・エージェンシー債、転換社債、優先株式、レポが含まれる。
- ・各投資先ファンドは、スワップ（株式スワップ、金利スワップ、CDS、ならびにトータル・リターン・スワップを含む。）、先物・オプション（株式や株式市場、金利、クレジットならびに通貨に関するもの）、為替予約、レポを含みますがこれらに限られないデリバティブ取引を行うことがある。
- ・投資先ファンドの投資方針または投資可能ファンドの投資方針の一環として、また投資可能ファンドの一部として株式や債券やその他の市場への投資媒体として投資可能ファンドを保有することがある。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。
- ・投資先ファンドの投資が成功するか、または、その投資目的が達成される保証はない。

管理会社は、投資運用会社から、下記<抜粋>に詳述するように、投資先ファンドの監督当局であるCSSFによる各投資先ファンドの新規目論見書の承認を条件として、2018年12月頃、投資先ファンドの投資方針を変更する旨の報告を受けている。<抜粋>の文言は、投資運用会社から提供されたものであり、CSSFの承認を条件としている。本抜粋で使用される用語は、投資先ファンドの英文目論見書において与えられた意味を有する。なお、今回の改定により変更される部分には、下線を付す。

<抜粋>

投資先ファンドは、通常の場合において、その純資産の少なくとも3分の2を、世界中に所在する発行体の株式および/または株式関連の譲渡可能証券および債券である譲渡可能証券に投資する。コンサバティブ型投資先ファンドは、その資産の60%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の100%を上限として債券を保有することができる。グロース型投資先ファンドは、その資産の100%を上限として株式を保有することができ、また、その資産の60%を上限として債券を保有することができる。投資先ファンドは、当該証券に直接、および/または、投資可能ファンドを通じて投資する。株式および株式関連譲渡可能証券には、普通株式、優先株式、株式を取得するワラントおよびその他の権利、ADR、EDRおよびGDRを含む。

債券である譲渡可能証券には、固定金利債および変動金利債、優先社債および劣後社債（債券、無担保社債、手形およびコマーシャル・ペーパー等）、モーゲージ証券およびアセットバック証券、CDOおよびCLO、マネーマーケット商品、ブレイディ債およびその他の政府、その機関および付属機関、または中央銀行が発行する債券、転換社債（CoCo債を含む。）およびリバース・レポが含まれるが、これらに限定されない。投資先ファンドは、その純資産の20%を超えて、モーゲージ証券およびアセットバック証券に投資することができない。投資先ファンドのエクスポージャーには、世界中の大型および小型株、新興市場株式、公的不動産およびインフラ投資、インフラストラクチャー、コモディティ、世界中の国債および社債、ハイイールド債、新興市場債を含むがこれらに限定されない伝統的な資産クラス・エクスポージャー、ならびに市場を横断するシステムティックなトレンド・フォロー戦略、オルタナティブ・リスク・プレミアム戦略（エクイティ・ボラティリティ・セリング戦略、FXバリュウおよびキャリー戦略、金利リスク・プレミアムおよびキャリー関連戦略を含む。）、マクロおよび/または信用重視の絶対リターン指向またはロング・ショート株式戦略を含むが、これらに限定されない非伝統的なエクスポージャーを含む。

投資顧問会社は、様々な資産クラスおよび商品（「戦術的エクスポージャー」）につき、通常、短期または中期的な市場見通しから導かれる投資判断を用いることを目指す。投資顧問会社は、通常、ETF、金融デリバティブ商品、またはアクティブ投資戦略を利用することで、その戦術的エクスポージャーの実施を目指す。

投資先ファンドは、その純資産の10%を超えて投資可能ファンドに投資することができる。投資先ファンドがその資産の大部分を投資可能ファンドに投資する場合、当該投資可能ファンドによって課される運用報酬の総額は、投資される投資先ファンドの資産の2.5%を超えてはならない。また、投資者は、投資可能ファンドが成功報酬を課すこともあることを認識すべきである。

また、投資先ファンドは、投資方針の一部として、または、ヘッジ目的のために、金融デリバティブ商品を利用することがある。これらには、外国為替先物予約、先物、オプション（持分証券および市場、金利、クレジットおよび通貨に関する）、スワップ（エクイティ・スワップ、金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。）、およびクレジット・リンク商品が含まれるが、これらに限定されない。金融デ

リバティブの利用および関連するリスクに関する詳細については、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている。

投資者は、投資先ファンドが金融デリバティブ商品を利用することにより、特に金利、クレジットおよび通貨に対してロングおよびショートの特純エクスポージャーを生じる可能性があることを認識すべきである。投資顧問会社が用いる投資手法の詳細については、投資先ファンドの英文目論見書に記載されている。

投資先ファンドはまた、付随的流動資産を保有すること、また例外的および一時的に、当該制限を超えて流動資産を保有することができるが、投資顧問会社が、株主の最善の利益になると判断する場合に限る。

投資顧問会社は、特に、持分証券、市場、金利、クレジット、通貨、コモディティの指数およびその他の認可投資対象に関して、下記表に記載のSFTR手法を用いることがある。投資先ファンドのSFTR手法に対するエクスポージャーは、以下のとおりである（いずれの場合も純資産価額に対する比率で表示）。

（コンサバティブ型投資先ファンド）

取引の種類	通常の状態において、当該取引の元本額は、投資先ファンドの純資産価額に対する下記比率を超えない予定である。*	当該取引の対象となり得る投資先ファンドの資産の元本額は、投資先ファンドの純資産価額の下記比率を上限とすることができる。
トータル・リターン・スワップ	0%	100%
レポ取引（リバーズ・レポを含む）	0%	100%
証券貸付取引	0%	15%

（グロース型投資先ファンド）

取引の種類	通常の状態において、当該取引の元本額は、投資先ファンドの純資産価額に対する下記比率を超えない予定である。*	当該取引の対象となり得る投資先ファンドの資産の元本額は、投資先ファンドの純資産価額の下記比率を上限とすることができる。
トータル・リターン・スワップ	2%	100%
レポ取引（リバーズ・レポを含む）	0%	100%
証券貸付取引	0%	15%

*特定の状況では、この比率はより高くなることもある。

（中略）

投資先ファンドに伴う主な投資リスク

（中略）

債券の金利変動リスク、信用リスク

（後略）

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「会社」という。）の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、会社の2018年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って会社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が会社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認の監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・会社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、会社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2018年6月5日

ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーポラティブ
公認の監査法人

ビクター・チャン・イン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (“Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs are further described in the «Responsibilities of “Réviseur d’Entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the annual accounts and our report of “Réviseur d’Entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’Entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “Réviseur d’Entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of “Réviseur d’Entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of “Réviseur d’Entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, June 5, 2018

KPMG Luxembourg
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。